

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市条例第2号

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年山鹿市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項及び第2項並びに第8条の3の2第1項中「次条第3項までにおいて」を削る。

第8条の4第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「規則の」を「規則で」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に、「第15条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第19条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第20条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。